

## 「日本のレコード産業からの提言」に関する意見書

知的財産戦略会議 座長  
阿部博之 殿

平成 14 年 5 月 15 日  
東京都千代田区九段南 4-7-22-310  
テレビゲームソフトウェア流通協会  
理事 赤田和博

はじめに

私はゲーム販売店の団体であるテレビゲームソフトウェア流通協会の理事を務め、中古ゲームソフト裁判を販売店側として担当いたしました。同裁判は当年 4 月 25 日に最高裁においてゲームソフトの中古合法の判決が下されて終結いたしました。

平成 14 年 4 月 10 日(社)日本レコード協会会長 富塚 勇氏は「知的財産戦略会議」において「日本のレコード産業からの提言」(以下「提言」)を提出しています。

その具体的内容はつぎの 2 点について法的規制を求めるものであります。

**、中古 CD 販売を禁止するか、権利者が中古販売営業から正当な利益の保証を受けられる法制度を整備する必要がある。**

**、著作権者の自衛手段としてコピーコントロール CD の発売が開始されたが、この技術を回避する「ノウハウ」(手引き書、ソフトではない)を流布することをも違法として刑事罰を伴う法整備が必要。**

中古規制の要求は憲法で保障された財産処分権への挑戦であり、2 点目に至っては表現の自由に抵触する恐れがあり、またゲームソフトの中古売買を合法と認めた先の最高裁判決を真っ向から覆さんとする、信じがたい無謀な提言であります。しかも法的規制を求める根拠は脆弱で、手前勝手な解釈に満ちたものであり、看過すれば音楽産業の衰退を招きひいては国民経済の衰亡につながりかねないために、次のように反論と意見を申し述べます。

### 発言の要旨

「データ用 CD R」への録音の問題は、私的録音の実態調査に基づいて「私的録音補償金制度」の枠組み内部で解決すべきことです。

コピーコントロールは開発途上の技術であり、広くユーザーの意見・批判を求め、利用者に配慮した技術の完成を目指すものであります。

中古 CD 市場の拡充は音楽需要の健全性を示すものであり、「古いビジネスモデル」から敵害視するのではなく、新品・中古 CD とともに販売拡大の努力をすることにより、音楽市場の拡大を追及すべき課題であります。

中古 CD 問題は、4 年間にわたって論議が尽くされた後に最高裁で判断された中古ゲームソフト合法の判決理由を踏まえるべきであり、軽々しく法規制を求めることは司法への愚弄であります

## 1、CD-Rの普及と私的録音補償金制度に関して

「提言」の要旨は次のようなものようです。

CD-Rの普及により、平易・安価な私的録音CDが作成可能になった。

2001年のブランクCD-Rの販売量は国内3.2億枚である。パソコンもデータ用CD-Rも私的録音補償金の対象となっていない。

「提言」がCD-Rの販売数データとしたものは、2001年11月28日付け社団法人日本記録メディア協会のプレスリリース「記録メディア製品の世界需要予測」(<http://www.jria.org/press/20011128.html>)によるものと思われます。

同資料によれば、2002年の予想は私的録音補償金の対象となる「オーディオメディア」のうち、「オーディオカセットテープ」が減少し、「録音用ミニディスク」と「録音用CD-R」は増加を予想しています。私的録音の録音媒体に変化が出てきていることがうかがえます。

「提言」は私的録音補償金の対象外である「データ用CD-R」への移行を推測しているようですが、その量的な根拠はまったく明示されていません。

「データ用CD-R」は衆知のようにパソコンの大容量化、デジカメの普及と共に、大容量のデータ、映像記録、音源記録のため急速に「フロッピーディスク」にとって変わっています。

**仮にCDの私的録音の媒体として「データ用CD-R」が増加してきているならば、その使用実態を調査し、実態に応じた比率で「データ用CD-R」に対し「私的録音補償金」を請求することが現行制度の枠組み内での著作権者の権利行使となります。**

調査なくして軽々に私的録音を敵害視することは厳に慎むべきであります。

## 2、パソコンへのコピープロテクトについて「提言」は次のように語ります。

パソコンへのコピーを拒む技術で自衛をはじめたが、既に発売済みの10万タイトルは無防備で、自衛措置ができないから、コピープロテクト技術不備を突いた回避方法流布は逮捕を可能とする法的な保護が必要である。という主旨のようです。

コピーコントロールCD(CCCD)と呼ばれるものですが、ある種のCDハードでは稼動しないということがあったり、CDハードメーカーには再生保証しない会社が多く、消費者からの批判の多い技術のようです。技術の完成と不利益をこうむった消費者への補償が望まれます。

またある種のパソコンではプロテクトが効かないという話も取りざたされているため、「回避方法の流布」はこの種の風聞に対して刑事罰を求めているものと思われます。

このような未完成の技術について、問題点の指摘を進んで求め改善を重ねるのではなく、刑事罰を持って批判を封じこもうという姿勢はとうてい理解しがたいものであります。

「10万タイトルは無防備」というが、何を問題にしているのか不明です。「約8000店」あるといわれる、「新品CD専門店」では平均化すれば、通常3000から4000タイトルの品揃えであり、うち毎月一枚以上売れるタイトルは2000タイトルを越えることはなく、3ヶ月以内の新譜は売上の半数近くを占めています。

知的財産戦略会議の議事録を見ると富塚氏は中古CD店を媒介に転々流通することを問題にしているところから類推するに、地域で1ヶ月に何枚も売れるCDの私的複製を問題視しているよ

うです。とすれば新品発売時にC C C Dのみ発売すれば半年もすれば販売上位のC Dにはコピープロテクションが施されることとなります。

到底10万タイトルにコピープロテクトを施す経済的な意味はないと思われませんが、なおかつ10万タイトルに必要とするならば、再発売時に施すことも可能です。新譜発売リストによれば毎月150から200タイトルの既発売C Dの再発売リストが掲載されているから、年間2000タイトル程度は、再発売の際にコピープロテクトを行うことも可能と思われれます。

「10万タイトルの無防備」は自助努力を回避して、法規制を求めるための誇張と思われれます。

### 3、中古C Dの影響について

「提言」の論旨はわかりにくいので、言葉を補充すると次のようなことと思われれます。

中古C D店は7600店(C D販売店は8000店)であり、中古C Dの推定年商は7443万枚となり、新品販売数3、4億枚の21、5%に相当する。(中古C D店の急増は、私的複製による真正品売却によるものと推定される)

2001年のC D販売量は対前年比15%(5330万枚)の減少(は私的複製の増加に起因するものと推定している。だから中古店の規制が必要である。)

(1) 新品・中古C D購入スポットの増加は消費者にとって望ましい。

「提言」は中古C D店について併業店を含めて店舗数を拾い上げ、新品C D販売店と比較してその店舗数の多さを印象付けようとしています。しかし、中古だけで品揃えすることは困難であり、C D販売を専業として行う「中古C D専門店・・・2,000店」のほとんどは新品C D販売を兼業し、「新古書・中古C D販売店・・・2,000店」の約半数も新品販売を行っています。

中古C D販売店を専業・併業まで含めるならば、新品C D販売も併業まで含めるべきです。「情報メディア白書」(添付資料1)によれば新品C D販売店は「メーカー特約店・・・3,000店」、「卸傘下店・・・5,000店」、「コンビニ系・・・25,000店」と計33,000店で販売されています。他に「業務用市場向け販売会社」を通して、新譜中心に書店、スーパーの一画、パチンコ店などで販売されているのを加えれば、50,000店を越すものと推定されます。

**中古C D販売店も増加傾向にあります、新品C D販売店も増加傾向にあり、これ自体は消費者の利便性から見て、好ましいことです。**

(2) 中古C D販売比率21、5%は健全な数値である。

「提言」は中古C D販売数を7,443万枚と推定し、新品C D販売数の21.5%に当たることが不満のようですが、5枚に1枚が中古販売されているということであり決して多くはありません。また他業界と比べても妥当な数値であると思われれます。

一般に新品価格の高い商品ほど中古/新品販売比率が高くなる傾向があります。新車価格200万円前後の自動車業界の中古車販売比率は136%となり、「自動車メーカー各社は」「中古車事業を強化していく」ようです。(添付資料2)

C Dと同じエンターテイメントソフトであるテレビゲーム業界は新品6,800円が多く中古/新品販売比率は40.8%であり、新品価格3,000円の多いC D業界の21.5%はほぼ妥当な数値と思われれます。

長期不況化において中古市場の拡充はむしろ市場の健全性を示すものであり、ソフトメーカー各社は前向きに対応されることを期待します。自動車メーカーのように中古CD市場に参入することも可能です。また需要減退したCDは大胆な価格引き下げも可能かと思われます。3,000円で発売された邦盤CDも、1週間くらいで同タイトルの逆輸入版が1,980円程度で販売されます。国内盤2,500円程度の洋盤は1,780円程度で輸入盤が販売されています。少なくともこの程度の価格引き下げが行われれば、消費者に歓迎されると思います。

これら価格引下げの自助努力を行わずに中古CD販売を敵害視することは、「著作権の保護」ではなく、「再販制に基づいた高価格の維持」という古びたビジネスモデルの保護を求めているものといわざるをえません。

(3) 売上不振の主因は中古売買ではない。

「提言」は前年比15%ダウンの売上低下の原因は中古売買の増加にあるといたいようですが、富塚氏の所属する日本レコード協会編集の「日本のレコード産業 2001」では「2. 日本のレコード産業の課題」(添付資料4)でCD売上不振の原因を次のように分析しています。

「2000年の日本のレコード産業は、個人消費は伸び悩み戦後初のデフレという厳しい経済情勢下におかれまして。

こうした長引く景気低迷の中、レコード購入の中心を占める若年層の人口減少や携帯電話に代表される情報通信費への消費増等が音楽業界にも大きな影響を与え、2000年のオーディオレコード生産金額は、2年連続して対前年比割れとなりました。」

「景気低迷」と「若年層の人口減少」、「携帯電話との競合」を主因と見る妥当な分析をしています。加えて「カラオケ需要の減退」、「シングルのマキシ化による価格上昇」などが影響しているものと思われます。

中古販売の影響もレコード協会内で検討されたのかもしれませんが、主因とは見てないようです。

**中古CD売買は真正品の再流通であり、最初に新品が販売されなければ発生しないものであります。売上不振であるからこそ、業界あげて消費者の要求するところへより一層近づくことが、不振脱出の方策となります。**

#### 4、中古ゲームソフト売買が最高裁で合法とされた理由

「提言」のCD中古規制に類似した事件として、テレビゲーム中古売買の合否をめぐる裁判が4年まえから行われていましたが、「提言」が出された10日後の4月25日最高裁判決が出されて、中古売買が合法と確定いたしました。(添付資料5) その判決理由からはゲームソフトのみならずCDを含む全てのパッケージソフトに及ぶ内容となっています。

(1) 再譲渡に著作権を及ぼすことは、かえって著作者自身の利益を害する恐れがある。

最高裁判決は「著作物又はその複製物が譲渡の目的物として市場での流通に置かれる場合にも、譲受人が当該目的物につき自由に再譲渡をすることができる権利を取得することを前提として、取引行為が行われるものであって、仮に、著作物又はその複製物について譲渡を行う都度著作者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、著作物又はその複製物の円滑な流通が妨げられて、かえって著作者自身の利益を害することになるおそれがあり、ひいては「著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与する」(著作権法1

条)という著作権法の目的にも反することになり、」と述べています。

商品流通の阻害と流通量の減少が著作権者(CDの場合は作詞・作曲家、実演者、と隣接権者)の利益に反することは自明であります。中古売買の新品販売に対する関係は「下取り効果」、「試聴効果」、「客層拡大効果」があり相互補完するものとなっています。CDの場合もユーザーは新品購入と中古の「売り」、「買い」を有機的に組み合わせて音楽利用しています。

中古CD禁止や中古CD使用料は社会的な流通コストを増加させ、ひいては価格上昇を誘引し、CD販売店の減少につながり、流通量の減少が著作権者の利益に反することはCDにおいても同様であります。

家に眠る聞き飽きたCD、棚に入り切れなくなったCDを中古CD店に売却して、欲する人に再利用してもらう道を閉ざすことが、著作者の利益と音楽文化の発展につながる行為とはとうてい思えません。

(2) 二重利得を否定しています。

「著作権者は、著作物又はその複製物を自ら譲渡するに当たって譲渡代金を取得し、又はその利用を許諾するに当たって使用料を取得することができるのであるから、その代償を確保する機会は保障されているものといふことができ、著作権者又は許諾を受けた者から譲渡された著作物又はその複製物について、**著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。**」と、最高裁判決は再譲渡における著作者の利得も明確に否定しています。

(3) 世界標準であるファーストセールドクトリンが「映画の著作物」でも確認された。

上記のような理由で裁判官全員一致の意見として再譲渡に対する著作権を否定して中古売買を合法としました。

**最初の譲渡で著作権者の譲渡に対する権利が消尽するという原則(ファーストセールドクトリン)は、社会一般の常識であり、他のどの商品にも共通していて、世界的な標準であります。**

中古ゲームソフト最高裁判決は、消尽の明記がない「映画の著作物」の「頒布権」に対しても、所有権と著作権の基本的な調整原理としての消尽を、法解釈を持って認めています。音楽CDの権利は消尽が明記された「譲渡権」であり、再譲渡に対して著作権が及ばないことは疑いの余地がありません。

したがって「提言」が求める音楽CDへの「中古禁止権」、「中古への報酬請求権」への法改正は、4年間にわたって繰り広げられた司法判断の結論としての最高裁判決(一般原則としての再譲渡への権利消尽)を冒瀆し、世間一般の常識や、ファーストセールドクトリンという世界標準にも反し、また所有権への挑戦であり、極めて独善的で、国民経済の方向を誤らせるものであります。

上記のような理由で、私は(社)日本レコード協会会長 富塚 勇氏の「日本のレコード産業からの提言」に反対し、中古ゲームソフト裁判を担当したのものとしては看過しえない暴論であるために意見書を提出するものであります。

## 添付資料一覧表

### 添付資料 1

2002年1月22日発行 電通総研「情報メディア白書」 p. 67

### 添付資料 2

2002年1月28日付け 日本経済新聞より切り抜いた記事のコピー

### 添付資料 3

社団法人 コンピュータエンターテインメントソフトウェア協会編「CESAゲーム白書2000年版」  
p. 96

### 添付資料 4

社団法人 日本レコード協会編 「日本のレコード産業2001」 p. 2  
(日本レコード協会ホームページ <http://www.riaj.or.jp/> よりダウンロードした)

### 添付資料 5

最高裁判所ホームページ 「最近の最高裁判決」よりダウンロードし、抜粋、引用箇所を強調した。  
<http://courtdomino2.courts.go.jp/judge.nsf/dc6df38c7aabdc149256a6a00167303/535ba1ace83fb07249256ba6002c89c9?OpenDocument>